

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社ケアネット
代表者(役職・氏名)	代表取締役 太田 実
本社所在地	629-2402 京都府与謝郡与謝野町字算所100
(連絡先・電話番号等)	0772-43-1606
法人設立年月日	平成5年6月

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	株式会社 ケアネット
介護保険指定 事業所番号	2672000037
事業所所在地	京都府与謝郡与謝野町字算所100
連絡先	TEL 0772-43-1606
通常の事業の 実施地域	宮津市・舞鶴市・綾部市・福知山市・京丹後市・与謝野町・伊根町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の専門相談員が要介護者または要支援状態にある高齢者に対し、適切な特定福祉用具の販売。 特定介護予防福祉用具販売のサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	①常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 ②利用者の状況、おかれている環境を踏まえて特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を貸与することにより日常生活向上に資する。 ③地域、他の関係機関との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	定休日は、土曜日・日曜日・祝祭日
営業時間	午前9:00～午後6:00

(4) 事業所の職員体制

管理者	太田 雅彦
-----	-------

	常勤 (人数)		非常勤 (人数)	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者	1	0	0	0
福祉用具 専門相談員	3	0	0	0

(5) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の取り扱い種目

① 腰掛便座	⑥ 移動用リフトのつり具の部分
② 自動排泄処理装置の交換可能部品	⑦ 【選択制】固定用スロープ
③ 排泄予測支援機器	⑧ 【選択制】歩行器(歩行車を除く)
④ 入浴補助用具 ※1	⑨ 【選択制】多点杖・単点杖(松葉杖を除く)
⑤ 簡易浴槽	

※1 入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- | | |
|----------|------------|
| ① 入浴用椅子 | ⑤ 浴室内すのこ |
| ② 浴槽用手すり | ⑥ 浴槽内すのこ |
| ③ 浴槽内椅子 | ⑦ 入浴用介助ベルト |
| ④ 入浴台 | |

※ 選択制対象福祉用具の販売に当たっては、計画の作成後、少なくとも1回、計画に記載した目標達成状況の確認を行います。

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成されている場合はその内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付し

ます。

（２）購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年４月１日～３月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

（３）その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	通常の事業実施地域以外で行うサービスの提供に要した交通費 事前にその額の内容を文書で説明いたします。
搬入費用	通常の事業実施地域以外で行うサービスの提供に要した搬入費 事前にその額の内容を文書で説明いたします。

（４）支払い方法

上記（２）及び（３）にかかる費用は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	納品時に現金にてお支払い下さい。
振込決済	納品後、７日以内にお振込み下さい。

４ 衛生管理等について

- （１）従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （２）事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

5 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	電話番号 TEL 0772-43-1606
	面接場所 当事業所内相談室

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号 075-354-9090
	与謝野町役場 福祉課 介護高齢係 電話番号 0772-43-9021

8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
- なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9 虐待の防止のための取り組みについて

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	太田 雅彦
---------------	-------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求める閲覧に応じ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業所名 株式会社 ケアネット

代表者・氏名 代表取締役 太田 実

説明者・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意します。

また８（１）～（４）に記載している個人情報の使用についても、同意します。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の商品について取り扱い説明書の交付を受け、使用方法
注意事項について説明を受けました。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名 _____

受領場所 時間 am/pm :

代理人 本人との続柄 _____

氏 名 _____

該当の数字に○印

住 所 １、利用者と同じ

２、利用者住所と異なる

住所 _____

連絡先 _____